

米国の高地産綿花に対する補助金

(上級委員会報告 WT/DS267/AB/R、2005年3月3日提出、2005年3月21日採択)

中川 淳司

I. 事実の概要

1. 事案の概要

本件は、米国が 1996 年農業法¹と 2002 年農業法²に基づいて 1999 年から 2002 年まで高地産綿花生産者に交付した補助金、輸出信用保証その他の国内措置およびその根拠法が、農業協定、補助金相殺措置協定(以下「SCM 協定」)および 1994 年のガットに違反するとして、ブラジルがその是正・廃止を求めたものである。

<対象となった措置の概要>

ブラジルが問題にした米国の措置は多岐にわたる。その概要は以下の通りである。

3

(1) 国内助成措置(domestic support measures)

- 1 販売ローンプログラム支払い(market loan programme payments, 以下「MLP 支払い」)
 - 所定の要件を満たす綿花生産者に対する、市況が好転するまで作物を貯蔵しておくためのつなぎ融資。
- 2 ユーザー販売支払い(user marketing (Step 2) payments, 以下「Step 2 支払い」)
 - 国内使用あるいは輸出のために綿花を購入するユーザーに対する、北欧向け輸出価格が北欧の基準価格を上回った場合の差額補填(ローンレート⁴の 130%との差額を上限とする)。
- 3 生産調整契約支払い(production flexibility contract payments, 以下「PFC 支払い」)
 - 基準期間(1980 年代初・中期)に作付けされた指定作物の生産者を対象とする、基準作付面積に応じた定額支払い。⁵1996 年農業法の下で年々減額され、最終的に廃止されることになっていた。2002 年農業法で廃止されたが、代わりに後述の DP 支払いが導入された。
- 4 市場損失補助支払い(market loss assistance payments, 以下「MLA 支払い」)
 - 市況悪化による損失補填のため、PFC 支払いに追加して交付される。1998、1999、2001 年に交付。
- 5 直接支払い(direct payments, 以下「DP 支払い」)
 - 綿花その他の指定作物の生産者に対する、基準作付面積に応じた定額支払い。PFC 支払いの代替策として 2002 年農業法で導入。基準期間は

1998-2001 年。年次削減は行わない。

- 6 景況対抗支払い(ないし価格変動対応型支払い(counter-cyclical payments, 以下「CCP 支払い」)
 - 指定作物について個別に目標価格(target price)を設定し、市場価格またはローンレートの高い方に DP 支払いを加えた額が目標価格を下回った場合、基準作付面積に応じてその差額を補填する。1996 年農業法が廃止した不足支払い(deficiency payment)制度を 2002 年農業法で事実上復活させたもの。⁶
- 7 作物保険支払い(crop insurance payments, 以下「CI 支払い」)
 - 天災その他による損失の補填。1999 年連邦作物保険法(以下「FCI」)⁷および 2000 年農業リスク保護法(以下「ARP」)⁸に基づく。
- 8 綿実支払い(cottonseeds payments、以下「CS 支払い」)
 - 綿実生産者に対するアドホックの追加的緊急支援。ARP で導入。⁹

(2) 輸出信用保証措置(export credit guarantee measures)

- 1 General Sales Manager 102 (以下「GSM 102」)
 - 綿花を含む指定農産物の輸出に対する外国銀行の輸出信用(期間 90 日-3 年)に対する保証。
- 2 General Sales Manager 103 (以下「GSM 103」)
 - 指定農産物の輸出に対する期間 3 年-10 年の輸出信用に対する保証。
- 3 供給者クレジット保証プログラム(Supplier Credit Guarantee Programme, 以下「SCGP」)
 - 米国農産物の輸出者に対する海外購入者の代金支払いの信用(期間 180 日以内)を保証。¹⁰
- 4 2000 年 ETI 法¹¹とそれに基づく輸出補助金

<パネル報告の結論と勧告>

2004 年 9 月 8 日に公表されたパネル報告¹²はブラジルの申立をおおむね認めて、米国が譲許表に基づく削減約束あるいは農業協定 13 条(平和条項)に基づく対抗措置除外対象と主張したいくつかの国内助成措置をグリーンボックス補助金と認めず、その他の国内助成措置についても、米国の補助金削減約束違反を認定した。また、輸出信用保証などいくつかの輸出補助金について、輸出補助金削減約束を迂回する措置あるいは禁止補助金と判断した。パネル報告の結論と勧告の概要は以下の通りである。

・パネル報告の結論

- (a) 農業協定 13 条の立証は積極的抗弁(affirmative defense)ではない。
- (b) PFC 支払い、DP 支払いおよび後者の根拠規定は農業協定 13 条(a)の要件を

満たしていない。

(c) 対象期間中の米国の一連の国内助成の額は1992市場年度の助成額を上回っており、農業協定13条(b)の要件を満たしていない。

(d) GSM102、GSM103、SCGPに基づく輸出信用保証措置について

(i) 高地産綿花、コメおよび譲許表に記載されていない他のいくつかの作物に対する輸出信用保証措置は、農業協定10条1項にいう輸出補助金約束の迂回に該当し、同協定8条1項に違反する。

また、これらは農業協定第5部に適合していないので、農業協定13条(c)に照らしてSCM協定3条、5条、6条および1994年のガットXVI条の適用対象となる。

これらはSCM協定附属書1の(j)に該当し、SCM協定3.1条(a)および3.2条が禁止した輸出補助金に当たる。

(ii) その他の作物に対する輸出信用保証措置については、米国は農業協定10条1項にいう迂回に該当しないことを立証したので、SCM協定3条及び1994年のガットXVI条の適用を免れる。

(e) 輸出者向けStep 2支払いは農業協定3条3項、8条に違反する。また同13条(c)に照らしてSCM協定3条、5条、6条および1994年のガットXVI条の適用対象となる。

輸出者向けStep 2支払いはSCM協定3.1条(a)および3.2条が禁止した輸出補助金に当たる。

(f) 国内ユーザー向けStep 2支払いはSCM協定3.1条(b)および3.2条が禁止した国産品優遇補助金に当たる。

(g) ブラジルの利益の「著しい害(serious prejudice)」(SCM協定5条(c)、6条)について

(i) 価格連動型国内助成(MLP支払い、Step 2支払い、MLA支払い、CCP支払い)は著しい価格上昇阻害効果をもたらし、ブラジルの利益に著しい害を与えた。

(ii) 非価格連動型国内助成(PFC支払い、DP支払い、CI支払い)が著しい価格上昇阻害効果をもたらしたことをブラジルは立証しなかった。また、ブラジルは世界市場シェアの増大(SCM協定6.3条(d))も立証しなかった。

(h) 2000年ETI法とそれに基づく補助金が農業協定10条1項および8条に違反することをブラジルは立証しなかった。また、農業協定第5部に違反することも立証しなかったため、同協定13条(c)(ii)に照らして、これに対してはSCM協定3条および1994年のガットXVI条は適用されない。¹³

米国は、以上の対象協定違反に関してブラジルの協定上の利益を無効化または侵害した。¹⁴

・パネル報告の勧告

- (a) 上記(d)(i)および(e)の措置を農業協定に適合するようにすること。
- (b) (d)(i)および(e)で指摘した禁止補助金を遅滞なく廃止すること。「遅滞なく」とは、本パネル報告を DSB が採択した日あるいは 2005 年 7 月 1 日のいずれか早い方から起算して 6 ヶ月以内をいう。
- (c) 上記(f)で指摘した禁止補助金を遅滞なく廃止すること。
- (d) 上記(g)(i)で指摘した補助金については、その悪影響を除去するための適当な措置をとり、または当該補助金を廃止すること。¹⁵

<上訴>

米国はこれを不服として、パネル報告の解釈の一部について 2004 年 10 月 18 日に上訴を申し立てた。¹⁶同様に、ブラジルも自国の主張がパネル報告で斥けられた箇所について上訴を申し立てた(上級委員会報告 para.6. 以下、特に断らない限り上級委員会報告の Paragraph 番号のみ記す)。

パネル手続きと同じく、以下の国・地域が第三国参加した。アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、中国、EC、ニュージーランド、ベニン、チャド、¹⁷インド、パキスタン、パラグアイ、ベネズエラ、台湾(para.7)。¹⁸

2. 手続きの時系列¹⁹

- 2002 年 9 月 27 日 ブラジル、協議要請
- 2003 年 2 月 6 日 ブラジル、パネル設置要請
- 2003 年 3 月 18 日 DSB、パネル設置を決定
- 2004 年 9 月 8 日 パネル報告、WTO 加盟国に配布
- 2004 年 10 月 18 日 米国、上訴申立て
- 2004 年 12 月 13-15 日 口頭陳述
- 2005 年 3 月 3 日 上級委員会報告提出(委員: M.S. Janow (Presiding), L.O. Baptista, A.V. Ganesan)

II. 報告要旨

(注: 以下の報告要旨中、下線部はパネル判断支持、二重下線部はパネル判断修正ないし取り消し、破線下線部は判断自制を指す)

<先決問題に関する論点>

論点 A. 付託事項 - 終了した措置

論点 A-1. DSU4.2 条、6.2 条関係

米国の主張

- PFC 支払い(2002 年分を除く)と MLA 支払いは 2002 年農業法により廃止された。したがってこれらはブラジルの協議要請以前に終了しており、パネルの付託事項に含まれない。DSU4.2 条によれば、協議要請の対象は現行の措置に限られる(paras.252, 257)。DSU6.2 条の「問題となっている措置」も現行の措置のみを対象とする(para.267)。

パネルの判断

- 終了した措置であっても、利益の無効化または侵害が生じていれば付託事項に含めることができる(パネル報告 para.7.118)。

上級委員会の判断

- DSU4.2 条の「影響を及ぼす措置」は、当該措置が終了したか否かを問わず、現に影響を及ぼしていることを指す(paras.261-2)。DSU6.2 条(パネルの設置)は 4.2 条(協議)と連動しており、終了した措置をカテゴリカルに排除しない(para.268)。

- 措置が終了しているか否かはパネルの勧告の内容に影響を与えるが、パネルの付託事項には影響を与えない(para.272)。以上より、パネルの判断を支持する。

論点 A-2. DSU12.7 条関係

米国の主張

- パネルは DSU4.2 条、6.2 条に関して、事実認定、関連規定の適用可能性ならびに認定の基本的な理由 (DSU12.7 条) を記載していない(para.275)。

上級委員会の判断

- 本件パネル報告は事実認定、関連規定の適用可能性、認定の基本的な理由を述べている(para.277)。以上より、パネルの判断を支持する。

論点 B. 付託事項 - 輸出信用保証措置

米国の主張

- 高地産綿花以外の全ての対象作物に関する輸出信用保証措置が付託事項に含まれるとのパネルの認定は誤りである(para.281)。

上級委員会の判断

- パネルの付託事項を判断するに当たっては、協議で実際に何が論じられたかではなく、協議要請が何を対象としたかが重要である(para.287)。²⁰ブラジルの協議要請²¹は高地産綿花以外の対象作物に関する輸出信用措置もカバーしていた(para.291)。以上より、パネルの判断を支持する。

論点 C. 入手可能な証拠の添付 - 輸出信用保証措置

米国の主張

- ブラジルの行った禁止補助金に関する協議要請に添付された入手可能な証拠(SCM 協定 4.2 条)²²は高地産綿花のみを対象としていた(para.299)。

上級委員会の判断

- ブラジルの協議要請に添付された入手可能な証拠の第 2 節は対象を高地産綿花に限定していない(para.304)。以上より、パネルの判断を支持する。

<実体問題についての論点>

論点 D. 国内助成

論点 D-1. 作付調整制限(農業協定 13 条(a))

米国の主張

- PFC 支払いと DP 支払いは生産調整(non-production)を条件として支払われる。これは農業協定附属書 2 の 6 項(b)にいう「生産の形態に関連して」支払われるものではなく(para.315)、よって 13 条(a)の適用対象に含まれる。

上級委員会の判断

- 「生産の形態に関連して(related to)」の支払いとは、支払いと生産の形態との間に何らかの関連がある場合を指し、生産を積極的に指示する場合と消極的に指示する場合(生産調整)の両方を含む(para.324)。本件支払いは対象作物の作付調整を条件とし、特定の対象外作物を生産した場合に支払いを減額する。よって生産の形態に関連しての支払いに当たる(para.328)。この点に関するパネルの判断(パネル報告 paras. 7.388, 7.413, 7.414, 8.1(b))を支持する(para.341-2)。

論点 D-2. 基準期間の更新(農業協定 13 条(a))

- ブラジルの主張 - 司法経済を理由として、DP 支払いの下で基準期間が 1998-2001 年に更新されたことが農業協定附属書 2 の 6 節に適合するかどうかを判断しなかったパネルの判断の取消しを求める(para.343)。

上級委員会の判断

- 上記ブラジルの主張は論点 D-1 に関するパネルの判断を上級委員会が取り消した場合の予備的クレームである。よってこの点については判断しない(para.344)。
- 以上から、PFC 支払いと DP 支払いは農業協定附属書 2 の 6 節にいうデカプリングの要件を充足せず、よって同協定 13 条(a)にいうグリーン・ボックス補助金には当たらない(para.345)。以上より、パネルの判断を支持する。

論点 D-3. 非グリーン・ボックス国内助成(農業協定 13 条(b))

・「特定の製品についての助成」(農業協定 13 条(b)(ii))

米国の主張

- 農業協定 13 条(b)(ii)にいう「特定の製品についての助成(support to a specific commodity)」は製品特定助成(product-specific support)を指す。産品を特定しない(non-product-specific)、基準作付面積に応じた支払い(PFC 支払い、MLA 支払い、DP 支払い、CCP 支払い)はこれに含まれない(para.352)。²³

上級委員会の判断

- 13 条(b)項の柱書と同項(ii)を一体として読めば、「特定の製品についての助成」は製品特定助成よりも広い(para.368)。ただし、基準作付面積に応じた支払いのうち、高地産綿花以外の作物を生産した対象農家および高地産綿花を含め一切の作物の生産を止めた対象農家に対する支払いは「特定の産品(本件の場合には高地産綿花 - 筆者注)についての助成」に含まれない。この点に関してパネルの判断を修正する(para.375)。基準作付け面積に応じた支払いのうち、実際に高地産綿花が作付された面積に応じた支払い(“cotton to cotton” methodology)だけが農業協定 13 条(b)(ii)にいう「特定の製品についての助成」に当たる(paras.380,384)。

・助成額の比較方式

米国の主張

- パネルが MLP 支払いと DP 支払いについて当該助成と 1992 市場年度の助成額との比較(農業協定 13 条(b)(ii))のために財政支出額方式(budgetary outlay methodology)²⁴を用いたのは誤りである。農業協定 13 条(b)(ii)は「1992 市場年度中に決定された(decided)」額との比較を要求しており、実際に支出された額ではなく支出が決定された額を参照しなければならない。農業協定付属書 3 「国内助成(助成合計量の算定)」の 10 節が規定する価格差計算方式(price-gap methodology)を用いなければならない(para.353)。価格差計算方式によれば、決定された助成額は 1992 市場年度の助成額を下回っており、13 条(b)(ii)に適合する(para.354)。

上級委員会の判断

- 農業協定 13 条(b)は助成額の算定方式について規定していないので、パネルは農業協定の中で国内助成額の算定方式を規定している付属書 3 を参照した。この点については上訴に当たって当事者および第三国のいずれも争っていない。付属書 3 の 10 節は財政支出額方式と価格差計算方式のいずれを用いることも可としている(para.389)。このいずれを用いても助成額は 1992 市場年度の助成額を上回っている(para.393)。
- 以上から、米国の非グリーン・ボックス助成は農業協定 13 条(b)(ii)を満た

していないとのパネルの判断を支持する。以下、これらの国内助成措置の SCM 協定 5 条、6 条、1994 年のガット XVI:1 条適合性を判断する(para.394)。

論点 E. 著しい害(SCM 協定 5 条(c)項、6.3 条(c)項)

論点 E-1. 価格上昇の著しい妨げ(SCM 協定 6.3 条(c)項)

・「同一の市場」

米国の主張

- SCM 協定 6.3 条(c)項にいう「同一の市場」は加盟国の特定の国内市場を指し、世界市場は含まない(para.400)。高地産綿花の世界市場は存在しない。また、パネルは米国とブラジルの高地産綿花が世界市場で競合していることを認定していない(para.402)。

上級委員会の判断

- SCM 協定 6.3 条(c)項にいう価格上昇の著しい妨げが生じている「同一の市場」を特定し、それが補助金の影響であることを立証するのは申立国である。この点については当事国、パネルの間で争いはない(para.400)。SCM 協定 6.3 条(c)項は「市場」の地理的範囲について、「同一」であること以外のいかなる制限も付していない(para.406)。本件の場合、世界市場を「同一の市場」とみなすことは可能である(para.410)。高地産綿花の世界市場は存在し、その価格(世界市場価格)は A-Index 価格表に反映されている(para.411)。パネルは、米国とブラジルの高地産綿花が世界市場で競合していることを関連する事実に基づいて認定した(para.412)。以上より、パネルの判断を支持する。

・価格

米国の主張

- 価格上昇の著しい妨げを立証するためには、ブラジルは世界市場におけるブラジル産高地産綿花の価格の上昇の著しい妨げを立証しなければならない(para.415)。

上級委員会の判断

- パネルが世界市場における高地産綿花の一般的な価格の上昇の著しい妨げを検討したことは妥当である(para.417)。

・因果関係

米国の主張

- 因果関係に関するパネルの分析は以下の点で不備である(para.422)。
(i) 何を生産するかに関する農家の決定を分析しなかったこと
(ii) 米国高地産綿花の生産が市況に応じて決定されていることを示すデータを無視したこと

- (iii) 他の生産国における高地産綿花生産の推移を検討しなかったこと
- (iv) パネルが因果関係の根拠として挙げた 4 つの根拠²⁵は不十分

上級委員会の判断

- 「著しい害」の因果関係について、SCM 協定 5 条(c)項も 6.3 条(c)項も明確な規定を置いていない(para.436)。しかし、補助金と「著しい害」の因果関係を分析し、「著しい害」をもたらした他の要因を除外すること(non-attribution)は必要である。この点に関するパネルの判断を支持する(paras.437-438)。

- 米国の主張に対して

(i) - パネルは何を生産するかに関する農家の決定を分析した。分析結果は米国の主張とは異なるが、この点は特に問題とするにあたらない(para.445)。

(ii) - パネルはこの種のデータを考慮した。米国が挙げたすべてのデータを考慮したわけではないが、それは SCM 協定 6.3 条(c)項違反とまではいえない(para.447)。

(iii) - パネルは、採用した実証モデルにおいてこの点を考慮した(para.448)。

(iv) - パネルが因果関係の根拠として挙げた 4 つの根拠は全体としてみれば合理的である(paras.449-453)。

SCM 協定 6.3 条(c)項適合性の審査に当たって、パネルは対象国調査当局の認定をレビューするというよりは自ら事実認定を行う。本パネルは詳細な事実認定を行った(para.458)。以上より、パネルの判断を支持する。

・ 価格連動補助金(price-contingent subsidies)の額

米国の主張

- パネルが価格連動補助金の一部についてその額を算定しなかった²⁶のは SCM 協定 6.3 条(c)項に違反する(para.460)。

上級委員会の判断

- 相殺関税が賦課される SCM 協定第 5 部とは異なり、補助金の撤廃または悪影響の除去が救済措置としてとられる SCM 協定第 3 部については、補助金額を正確に算定することは要求されない(para.464)。SCM 協定附属書 V は、第 3 部手続において DSB が著しい害に関して収集する情報の一つとして補助金額を挙げているが、これも補助金額の正確な算定を義務づけたものではない(para.466)。以上より、パネルの判断を支持する。

米国の主張

- パネルが未加工綿花生産者への補助金の利益が加工綿花生産者にどれだけ移転するかを算定しなかったのは誤りである(para.470)。

上級委員会の判断

- 原材料生産者への補助金の利益がどれだけ加工品生産者に移転(pass through)するかの分析は、SCM 協定第 5 部の相殺関税手続では要求されるが、第 3 部では要求されない(para.472)。以上より、パネルの判断を支持する。

・ 補助金の経年効果について

米国の主張

毎年支給される補助金(recurring subsidies)の効果は当該年度で完結する。パネルが、1999-2001 市場年度に支給されたこの種の価格連動型補助金について、それが現在も著しい害をもたらすと認定したのは誤りである(para.474)。

上級委員会の判断

- SCM 協定 6.3 条(c)項の文言は補助金の効果に関して毎年支給される補助金とそうでない補助金を区別していない(para.476)。毎年支給される補助金の効果が当該年度で完結するという米国の主張には理由がない(para.482)。

- 以上から、MLP 支払い、Step 2 支払い、MLA 支払いおよび CCP 支払いが SCM 協定 6.3 条(c)項にいう価格上昇の著しい妨げをもたらしたとするパネルの判断を支持する(para.496)。

論点 E-2. 世界市場占拠率(SCM 協定 6.3 条(d)項)

ブラジルの主張

- 6.4 条(d)項に関するパネルの判断²⁷は誤りである。同項にいう「世界市場占拠率」とは輸出市場の占拠率を指す。そして、この解釈に基づいてブラジルが提出した証拠を検討するよう求める(para.497)。ただし、この要求は、SCM 協定 6.3 条(c)項(価格上昇の著しい妨げ)に関するパネルの判断を上級委員会が覆した場合に提起するものである(para.501)。

上級委員会の判断

- SCM 協定 6.3 条(c)項に関するパネルの判断を支持したので、ブラジルの解釈に基づいてブラジルが提出する証拠を検討する必要はない(para.507)。また、紛争解決手続の目的が紛争の迅速な解決にあること(DSU3.3 条)、紛争解決手続が新たな権利・義務を設けるものではないこと(DSU3.2 条)などを勘案すると、SCM 協定 6.3 条(c)項に関するパネルの判断を支持した以上、6.3 条(d)項に関する判断をすることは本件紛争の解決のためには不要である。この点に関してはパネルの判断の検討に立ち入らない(paras.508-511)。

論点 F. 国産品優遇補助金と輸出補助金

論点 F-1. 国内ユーザー向け Step 2 支払い(SCM 協定 3.1 条(b)項)

米国の主張

- 国内ユーザー向け Step 2 支払いは農業協定 6 条の規定する削減約束の対象となる国内助成である。農業協定 13 条(b)が SCM 協定 3.1 条(b)項に言及していないのは、SCM 協定 3.1 条(b)項が農産物の国産品優遇補助金に適用されないためである(para.526)。

上級委員会の判断

- 米国は、国内ユーザー向け Step 2 支払いに SCM 協定が適用されるとすれば、これが同協定 3.1 条(b)項で禁止される国産品優遇補助金に当たることを争っていない(para.529)。

補助金協定 3 条柱書は、同条が農業協定と抵触する場合には後者が優先することを規定し、この点は農業協定 21 条 1 項でも確認されている(paras.530-531)。したがって、農業協定が国産品優遇補助金について SCM 協定 3.1 条(b)項と抵触する規定を置いているかどうかを検討する(para.533)。

- 国内ユーザー向け Step 2 支払いは農業協定付属書 3 第 7 節にいう「基礎農産品の生産者に利益を与える」「農産品の加工業者についての措置」に当たる(para.537)。

付属書 3 第 7 節は助成合計量の算定方法について規定する。国産品優遇補助金が「基礎農産品の生産者に利益を与える」「農産品の加工業者についての措置」に当たることはありえるが、同節は国産品優遇補助金が SCM 協定 3.1 条(b)項の規律を免れると規定しているわけではない(para.541)。同節のカバーする国内助成は国産品優遇補助金に限られないから、以上の結論により同節の規定が無意味化するわけではない(para.542)。

- 米国が援用した農業協定 6 条 3 項は、国産品優遇補助金を含めて、加盟国が実行できるすべての国内助成の総量に関する制限を規定する(para.544)。国産品優遇補助金が許容される法的根拠を提供するものではない(para.545)。

- 以上から、米国が援用した農業協定のいずれの規定も SCM 協定 3.1 条(b)項と同じ対象(国産品優遇補助金)を扱っていない(para.546)。したがって、国内ユーザー向け Step 2 支払いには SCM 協定 3.1 条(b)項が適用され、国産品優遇補助金として禁止の対象となる。この点に関するパネルの判断を支持する(para.552)。

論点 F-2. 輸出者向け Step 2 支払い(農業協定 9 条 1 項(a)、SCM 協定 3.1 条(a)項)

米国の主張

- Step 2 支払いは輸出者・国内ユーザーの双方に「利用(use)」を根拠として支払われるものであり、農業協定 9 条 1 項(a)にいう「輸出が行われることに基づいて」支払われるものではない(para.564)。

上級委員会の判断

- 輸出補助金の概念については、農業協定の規定(1 条(e)、9 条 1 項(a))がまずもって参照されなければならないが、同協定の規定の解釈に当たっては SCM 協定の関連規定(3.1 条(a)項)を指針として参照するのが適切である(para.571)。
- Step 2 支払いの根拠法(2002 年農業法 1207 条(a)項)は受給者の二つのカテゴリー(国内ユーザーと輸出者)を明確に区別している(para.576)。
- 輸出者向け Step 2 支払いは農業協定 9.1 条(a)項にいう「輸出が行われることに基づいて」支払われる輸出補助金である。米国は輸出者向け Step 2 支払いを行うことで、農業協定 3 条 3 項および 8 条に違反した(para.583)。同支払いはまた SCM 協定 3.1 条(a)項にいう輸出補助金に当たり、米国は SCM 協定 3.1 条(a)項および 3.2 条に違反した(para.584)。この点に関するパネルの判断を支持する。

論点 F-3. 輸出信用保証(農業協定 10 条 2 項)

米国の主張

- 農業協定 10 条 2 項は、ウルグアイラウンド農業交渉において交渉参加国が輸出信用、輸出信用保証、輸出信用保険に対する規律について合意できなかったことを示している(para.598)。10 条 2 項は、輸出信用保証に関する国際規律の合意に向けて協力すること、当該合意が達成された暁にはそれに従うことを加盟国に義務付け、以上を通じて輸出補助金削減約束の迂回防止に貢献している(para.599)。本件輸出信用保証が農業協定の輸出補助金規律に服しない以上、SCM 協定の輸出補助金規律も本件輸出信用保証には適用されない(para.600)。

ブラジルの主張

- 本件輸出信用保証は農業協定 1 条(e)にいう「輸出補助金」に当たり、したがって同 10 条 1 項の迂回禁止定の対象となる。10 条 2 項はこの規律の例外を構成しない(para.601)。²⁸10 条 2 項に関する米国の解釈は、輸出補助金の迂回防止という 10 条の目的を損なうものである。(para.602)。

上級委員会の判断(多数意見)

- 農業協定 10 条 2 項は(i)輸出信用、輸出信用保証、輸出信用保険に関する国際規律の合意に向けて努力する義務、(ii)当該合意が成立した後は、それに従ってこれらのプログラムを供与する義務、の二つを定めている。(i)の

合意が成立していないことについては当事国のいずれも争っていない(para.607)。他方で、同条は、これらのプログラムに現在適用される規律については明確に規定していない(para.608)。同条は輸出信用保証を10条1項の輸出補助金規律の例外とするものではない(para.609)。同条が輸出信用保証その他の「供与に関する規律(to govern the provision)」という文言を用い、より広範な輸出信用保証その他「に関する規律(to govern)」という文言を用いなかったことは、同条の起草者が、輸出信用保証その他に対する規律が皆無ではないと認識していたことを示唆する(para.612)。

- 輸出信用保証その他に対する現行の規律とは、輸出補助金の迂回防止を規定した農業協定10条1項である(para.615)。
- 10条2項に関する米国の解釈に従えば、輸出信用保証その他に関する国際規律が合意されるまではこれらのプログラムは一切の国際規律に服しないことになってしまう。同条の起草者がこれに気づいていなかったとは考えにくい。これを認めれば、輸出補助金の削減約束の迂回防止という農業協定の中心的な目的の達成が大きく損なわれる(para.617)。
- 10条2項の意義は文言、その文脈と農業協定の目的に照らして明確であり、起草過程を検討する必要はない。この点に関するパネルの判断に同意する。起草過程を考慮したとしても、起草者が輸出信用保証その他のプログラムを輸出補助金の迂回防止規律から排除しようとしたという米国の主張は支持できない(para.623)。
- 以上より、農業協定10条2項は輸出信用保証その他のプログラムの10条1項の輸出補助金削減約束の迂回防止規律から除外しない。この点に関するパネルの判断に同意する(para.627)。

上級委員会の判断(個別意見)

- 10条2項は加盟国に以下を義務付けた。第一に、輸出信用保証その他のプログラムの供与に関する国際的に合意された規律「の作成に向けて努力する(to work toward the development)」こと、第二に、「そのような規律について合意が得られた後は」当該規律に従ってのみ輸出信用保証その他のプログラムを供与することである(para.632)。規律「の作成に向けて努力する」という文言は、将来に向けた努力義務の規定であって、現時点ではそうした規律が存在しないことを示唆する(paras.633-4)。
- 10条1項は輸出補助金削減約束の迂回防止に関する一般規定(catch-all provision)である。これに対して、10条2項は輸出補助金一般ではなく輸出補助金の性格を持つ輸出信用保証その他のプログラムに限定した規定であり、かつ将来に向けた努力義務としてではあるが、輸出補助金削減約束の迂回防止という目的に整合的である。10条3項は、輸出補助金削減約束

を超えて輸出された数量について輸出補助金が交付されていないことを主張する加盟国に立証責任を負わせ、挙証責任を転換することによって輸出補助金削減約束の迂回防止という目的を追求する。10条4項は食糧援助について輸出補助金削減約束の迂回防止に関する約束ないし規律を設けている。以上から、文脈と目的に照らしても、10条2項が輸出信用保証その他のプログラムについて現時点では規律が存在しないという解釈は支持される(para.635)。

- 起草史によれば、ウルグアイラウンド終結時点で、交渉者は輸出信用保証その他のプログラムに輸出補助金削減約束の迂回防止のための規律を及ぼす必要性は認識していたものの、いかなる規律を及ぼすかについては合意できず、将来規律について合意されるまでの間はこの種のプログラムには規律が及ばないこととなった(para.636)。
- 以上より、輸出信用保証その他のプログラムには、10条1項を含めた農業協定の輸出補助金規律は及ばない。そして、農業協定21条1項とSCM協定3.1条の柱書により、輸出信用保証その他のプログラムにはSCM協定3.1条(a)項の輸出補助金禁止義務は適用されない(para.639)。

論点 F-4. 輸出信用保証(立証責任)(農業協定 10 条 3 項)

米国の主張

- パネルが SCM 協定に関するブラジルの請求に関連して農業協定 10 条 3 項の立証責任の特則を適用したのは誤りである。パネルが、米国が輸出補助金削減約束を行っていない高地産綿花その他いくつかの作物に関する輸出補助金の迂回に関する審理に農業協定 10 条 3 項を適用したのは誤りである(para.642)。

上級委員会の判断

- 申立国であれ被申立国であれ、請求なり抗弁を積極的に申し立てる側の当事者が立証責任を負うのが一般原則である。農業協定 10 条 3 項はこの一般原則に対する特則を定めており、輸出補助金削減約束を越えて行われる輸出については、約束違反を申し立てる国は請求の立証責任を負わず、輸出国が輸出補助金を交付していないことの立証責任を負う(paras.644-5)。
- パネルは SCM 協定に関するブラジルの請求に関連して農業協定 10 条 3 項を適用していない(para.647)。SCM 協定に関するブラジルの請求についてはブラジルに立証責任を負わせている(para.649)。
- 輸出補助金削減約束を行っていない作物に関しては農業協定 10 条 3 項は適用されない。この種の作物に関しては農業協定の下でも SCM 協定の下でも輸出補助金は禁止されている。立証責任については一般原則が適用さ

- れる。この点に関してパネルの判断に同意しない(para.652)。ただし、パネルはブラジルにまず立証責任を負わせ、ブラジルが prima facie な立証を行ったと認定した上で、米国の反証に成功していないとしており、実際には農業協定 10 条 3 項に基づいて米国の立証責任を負わせていない(para.654)。
- 以上より、パネルがこの点に関する立証責任を誤って米国の主張を拒否する米国の主張を斥ける(para.657)。

論点 F-5. 輸出信用保証(事実認定要件)(SCM 協定付属書 I 輸出補助金の例示表 (j))

米国の主張

- 本件輸出信用保証が SCM 協定付属書 I の(j)に該当するかどうかを判定するためには、「長期的な運用に係る経費及び損失を補てんするためには不十分な料率によって」これらの制度が運用されているかどうかの事実認定を行う必要がある。パネルはこれを怠った(para.659)。

上級委員会の判断

- SCM 協定付属書 I(j)が要求するのは輸出信用保証プログラムの料率が長期的な運用に係る経費および損失を補てんするために十分かどうかを検討することである。経費および損失と料率との差額を正確に算定することは要求していない(paras.665-6)。
- パネルは、経費および損失と料率との差額に関して、米国政府の採用する方式(純現在価値(net present value)方式、 para.667)、ブラジルが提示した方式(構成費用(constructed cost)方式、 para.668)、米国の提出したデータ(fiscal year/cash basis evidence, para.669)、再評価(re-estimates)に関して米国の提出したデータ(para.671)を検討した。いずれの検討からも、本件輸出信用保証制度の料率が長期的な運用に係る経費および損失を補てんするためには十分なものでないことが示された。
- 以上より、パネルがこの点に関して必要とされる事実認定を行わなかったとする米国の主張を斥ける(para.673)。本件輸出信用保証(GSM102、GSM103、SCGP)は SCM 協定付属書 I(j)にいう輸出補助金に該当し、SCM 協定 3.1 条 (a)項、3.2 条に違反するとしてパネルの判断を支持する(para.674)。

論点 F-6. 輸出信用保証(迂回)(農業協定 10 条 1 項)

ブラジルの主張

- 米国の豚肉・鶏肉に対する 2001 年の輸出信用保証は輸出補助金削減約束の迂回に当たる。この点を認定しなかったパネルの判断は誤りである(para.678)。

上級委員会の判断

- パネルは、豚肉・鶏肉に対する 2001 年の輸出信用保証について、ブラジルの請求を実質的に審理しないで輸出補助金削減約束の迂回に当たらないと結論した。この点に関するパネルの判断を取り消す(paras.692-4)。ただし、法的結論を下すために十分な証拠が提出されていないため、豚肉・鶏肉に対する 2001 年の輸出信用保証が輸出補助金削減約束の迂回に当たるかどうかの結論は下さない(para.694)。

ブラジルの主張

- コメ以外の輸出補助金削減約束対象作物および対象外作物で、輸出信用保証が提供されていないものについて、輸出補助金削減約束迂回のおそれ(threat of circumvention)を認定しなかったパネルの判断は誤りである(para.696)。

上級委員会の判断

- 農業協定 10 条 1 項違反は現実に迂回が行われている場合だけでなく、迂回のおそれがある場合にも認定されうる(para.704)。²⁹
- 迂回のおそれが認定されるのは対象措置が輸出補助金を無条件に受け取る法的権原(an unconditional legal entitlement)を与える場合に限られない。この点に関するパネルの判断を修正する(para.710)。

ブラジルの主張

- 上級委員会が、パネルの認定した事実に照らして、コメ以外の輸出補助金削減約束対象作物および対象外作物で、輸出信用保証が提供されていないものについて、輸出補助金削減約束迂回のおそれを認定することを求める(paras.711-2)。

上級委員会の判断

- 特定の産品が輸出信用保証の適用対象であるという事実のみでは輸出削減約束迂回のおそれを認定するには不十分である。ブラジルは輸出削減約束迂回のおそれを立証していない。この点に関するパネルの判断を支持する(paras.713-4)。

ブラジルの主張

- パネルが輸出信用保証プログラムの対象となっているコメ(輸出補助金削減約束対象作物)および輸出約束削減約束対象外作物(高地産綿花を含む)について輸出削減約束迂回のおそれを認定しなかったのは誤りである(para.715)。

上級委員会の判断

- パネルはこれらの作物について輸出削減約束の迂回(actual circumvention)を認定している。パネルが同じ作物について迂回のおそれを認定するかど

うかはパネルの裁量の範囲内である。これは司法経済(judicial economy)でもある。よって、この点に関するブラジルの請求を斥ける(paras.717-9)。

論点 F-7. 輸出信用保証(SCM 協定 1.1 条、3.1 条(a)項)

ブラジルの主張

- パネルは米国の輸出信用保証プログラムが SCM 協定付属書 I(j)に照らして輸出補助金に当たると認定したが、SCM 協定 1.1 条、3.1 条(a)項に照らして禁止された輸出補助金に当たるとどうかは認定しなかった。後者は上級委員会で前者に関するパネルの認定が取り消された場合の予備的請求であり、パネルが司法経済を理由として後者を認定しなかったのは誤りである(para.723)。SCM 協定付属書 I(j)と同協定 1.1 条、3.1 条(a)項の輸出補助金については異なる指標が適用される。前者に照らして輸出補助金でないとされたものが後者に照らして輸出補助金に当たるとされる余地はある(para.726)。上級委員会が後者に照らして輸出信用保証プログラムが輸出補助金に当たると認定することを求める(para.727)。

上級委員会の判断

- パネルは米国の輸出信用保証プログラムを SCM 協定付属書 I(j)に照らして輸出補助金と認定し、したがって同協定 3.1 条(a)項の下で禁じられた輸出補助金に当たると認定した。以上の認定は紛争の解決に十分であり、パネルが司法経済を理由に同協定 1.1 条、3.1 条(a)項に照らした認定を行わなかったことは妥当である(paras.731-2)。この点に関するブラジルの請求を斥ける。(para.733)。

論点 F-8. 2000 年 ETI 法

ブラジルの主張

- 2000 年 ETI 法とそれに基づいて高地産綿花の輸出者に供与されている輸出補助金は農業協定 8 条、10 条 1 項、SCM 協定 3.1 条(a)項に違反する。同法は米国 FSC 事件 21.5 条手続上級委員会報告³⁰で違反が認定されている。よって、パネルは必要な修正を加えて(mutatis mutandis)本件についても 2000 年 ETI 法とそれに基づいて高地産綿花の輸出者に供与された輸出補助金の違法性を認定すべきであった。ブラジルが立証責任を果たしていないとしてパネルがこの点の認定を行わなかったのは誤りである(para.740)。ただし、米国は 2000 年 ETI 法を修正する立法を行ったので、上級委員会に対して、2000 年 ETI 法に照らした違反の認定は求めない(para.742)。

米国の主張

- ブラジルは上級委員会に対して 2000 年 ETI 法に照らした違反の認定を求

めていないので、上級委員会はこの点について判断すべきでない(para.743)。
上級委員会の判断

- ブラジルの上訴は、2000年 ETI 法をめぐる争点の立証責任に関するパネルの判断に関わっており、2000年 ETI 法の解釈適用を上級委員会に求めてはいない。本委員会が前者について判断したとしても、それは紛争解決機関の決定および勧告には結びつかず、紛争の解決にとって意味を持たない。よって、この点に関するブラジルの請求を斥ける。2000年 ETI 法をめぐる争点の立証責任に関するパネルの判断については判断しない(para.748)。

論点 F-9. 1994 年のガット XVI:3 条

ブラジルの主張

- 1994年のガット XVI:3 条第2文は、SCM 協定、農業協定にいう輸出補助金だけでなく、輸出を増加する効果を持つあらゆる形態の補助金を対象としている。パネルがこれを前者の意味に解して、司法経済を理由に、本条に基づくブラジルの請求について判断しなかったことは誤りである(para.753)。

上級委員会の判断

- SCM 協定 6.3 条(c)項に照らして価格上昇の著しい妨げを認定したパネルの判断を支持した以上、1994年のガット XVI:3 条第2文に照らした判断は本件紛争解決のためには不要である(para.761)。

ブラジルの主張

- 上級委員会が、ブラジルの請求した1994年のガット XVI:3 条違反の認定、すなわち米国の価格連動型補助金が高産綿花の世界輸出貿易における衡平な取り分を超えた拡大をもたらしたかどうかの認定を行うことを求める。ただし、これは上級委員会が価格上昇の著しい妨げに関するパネルの認定を取り消すか、米国の措置が米国の高産綿花の世界市場占拠率を上昇させる効果を持ったとしたパネルの認定を取り消した場合の予備的請求である(para.754)。

上級委員会の判断

- 本委員会は価格上昇の著しい妨げに関するパネルの認定を支持した。よってブラジルが上記の予備的請求を求める条件は成立しない(para.760)。
- 以上より、1994年のガット XVI:3 条第2文の解釈は本件紛争の解決には不要である。この点に関するパネルの判断の当否については判断しない(para.762)。

<上級委員会報告の認定(para.763)>

- (a) 手続事項
- (i) PFC 支払いと MLA 支払い
- これらは終了した措置であるが、パネルの付託事項に含まれる(DSU4.2 条、6.2 条)。この点に関するパネルの認定を支持する。
 - パネル報告はこれらに関する事実認定、関連規定の適用可能性および認定の基本的な理由を記載している(DSU12.7 条)。
- (ii) 高地産綿花以外の対象作物に対する輸出信用保証プログラム
- これがパネルの付託事項に含まれるとするパネルの認定を支持する。
 - ブラジルが入手可能な証拠を添付したとのパネルの認定を支持する(SCM 協定 4.2 条)。
- (b) 農業協定 13 条の適用
- (i) 13 条(a)項(ii)
- PFC 支払いと DP 支払いは農業協定附属書 2 の 6(b)節に適合するグリーン・ボックス補助金ではなく、したがって同協定 13 条(a)(ii)に照らして 1994 年のガット XVI 条および SCM 協定第 3 部に基づく措置の適用対象となるというパネルの認定を支持する。
 - 2002 年農業法による DP 支払いの基準期間の設定はグリーン・ボックス措置には当たらないとのブラジルの主張を採用しない。
- (ii) 13 条(b)項(ii)
- 同項の「特定の産品についての助成」に関するパネルの解釈を修正する。しかし、国内ユーザー向け Step 2 支払い、MLP 支払い、PFC 支払い、MLA 支払い、DP 支払い、CCP 支払い、CI 支払い、CS 支払い(以下「本件国内助成措置」)が高地産綿花という「特定の産品についての助成」に当たるとするパネルの認定を支持する。
 - 同項で求められている助成水準の比較のために MLP 支払いと Deficiency 支払いの額を算定する唯一の方法は、農業協定附属書 3 の 10 節が規定する価格差の算定方法であるとの米国の主張を採用しない。
 - 1999 年から 2002 年に交付された本件国内助成措置は 1992 市場年度の水準を超えており、したがって同項に照らして SCM 協定 5、6 条および 1994 年のガット XVI:1 条に基づく措置の適用対象となるというパネルの認定を支持する。
- (c) 著しい害
- (i) SCM 協定 6.3 条(c)
- MLP 支払い、Step 2 支払い、MLA 支払い、CCP 支払い(以下「価格連動型補

助金」は SCM 協定 6.3 条(c)にいう価格上昇の著しい妨げをもたらしているというパネルの認定を支持する。

- パネル報告はこの点に関する事実認定、関連規定の適用可能性および認定の基本的な理由を記載している(DSU12.7 条)。

(ii) SCM 協定 6.3 条(d)

- 本紛争の解決のためには SCM 協定 6.3 条(d)の「世界市場占拠率」について解釈する必要はない。よって、この点に関するパネルの認定を支持も取消しもしない。

- この点に関するブラジルの主張についても判断しない。

(d) Step 2 支払い

(i) 国内ユーザー向け Step 2 支払いは国産品の優先使用に付随する補助金であり、SCM 協定 3.1 条(b)、3.2 条に違反するとのパネルの認定を支持する。

(ii) 輸出者向け Step 2 支払いは輸出に付随する補助金であり、農業協定 3.3 条、8 条、SCM 協定 3.1 条(a)、3.2 条に違反するとのパネルの認定を支持する。

(e) 輸出信用保証プログラム

(i) 農業協定 10.2 条は輸出信用保証を同協定 10.1 条の輸出補助金に対する規律から除外するものではないとのパネルの認定を支持する。

(ii) 輸出信用保証プログラムが SCM 協定 3.1 条(a)の禁止補助金に当たるかどうかの立証責任についてのパネルの判断は誤っていない。

(iii) 輸出信用保証プログラムが SCM 協定附属書 I「輸出補助金の例示表」の(j)にいう「長期的な運用に係る経費および損失を補填するためには不十分な料率」で運用されているかどうかを判断するに当たって、パネルは必要な事実認定を行った。

(iv) 輸出信用保証プログラムが「例示表」(j)にいう輸出補助金に当たり、SCM 協定 3.1 条(a)、3.2 条に違反するとのパネルの認定を支持する。

(v) パネルが司法経済を理由に輸出信用保証プログラムが SCM 協定 1.1 条にいう「利益」を与えているかどうかを判断しなかったことを支持する。

(f) 輸出補助金に関する約束の迂回

(i) ブラジルが鶏肉と豚肉に関する迂回を立証しなかったとのパネルの認定を取り消す。ただし、これらの製品に対する米国の輸出信用保証が農業協定 10.1 条にいう輸出補助金約束の迂回に当たるかどうかを判断するための十分な要件事実が認定されていない。

(ii) 農業協定 10.1 条にいう「迂回の…おそれ」の認定に関して、輸出補助金を受

給する無条件の資格が設定されていることを要求したパネルの認定を訂正する。ただし、別の理由に基づき、コメおよび譲許表に記載されていない他のいくつかの作物に対する輸出信用制度が「迂回の・おそれ」があるとのブラジルの主張を斥けたパネルの認定を支持する。

(iii) 「迂回の・おそれ」の認定対象に関するパネルの認定を支持する。

(g) 2000 年 ETI 法

- 同法が WTO 協定上の義務に違反することをブラジルが立証していないとのパネルの認定を取り消すことを求めたブラジルの請求を斥ける。

(h) 1994 年のガット XVI:3 条

(i) 本紛争の解決のためには、1994 年のガット XVI:3 条の「輸出を増加するようないずれかの形式の補助金」について解釈する必要はない。よって、この点に関するパネルの認定を支持も取消もしない。

(ii) 1994 年のガット XVI:3 条第 2 文の「世界輸出貿易における衡平な取分」に関するブラジルの主張について判断しない。

<上級委員会の結論(para.764)>

DSB が米国に対して、本報告および本報告が修正したパネル報告が農業協定および SCM 協定に違反すると認定した措置を協定上の義務に適合するように改めるよう要請することを勧告する。

III. 解説

農業補助金に対する実効的な規律を提供しなかった 1947 年のガットの下で、米国と EC は巨額の農業補助金を投入し、日本を始めとする若干の先進国がこれに続いた。これが農産物の世界市場価格を低迷させ、農産物貿易を歪曲し、世界の農業生産にとってマイナスの影響を与えてきたことは多くの論者が認めるところである。ウルグアイ・ラウンドによって締結された農業協定および SCM 協定は、農業補助金に対する広範な国際規律を導入した。しかし、難航したウルグアイ・ラウンド農業交渉を反映して、農業協定および SCM 協定の農業補助金に対する規律は複雑であり、その内容は必ずしも明確とはいえなかった。³¹

本件は米国の高地産綿花に対する補助金(国内助成、輸出補助金)の WTO 協定適合性を問題としたブラジルの申立に基づいて提起された。パネル報告はブラジルの請求の大半を認容し、米国が譲許表に基づく削減約束あるいは農業協定 13 条(平和条項)に基づく対抗措置の除外対象と主張したいくつかの国内助成措置について米国

の主張を斥け、またその他の国内措置の一部について米国の補助金削減約束違反を認定した。また、輸出信用保証プログラムの一部および Step 2 支払いについては、SCM 協定に違反する輸出補助金、輸出補助金削減約束の迂回ないし国産品優遇補助金と認定した。本件上級委員会報告はパネル報告の判断の一部を修正しあるいは取り消したものの、パネル報告の判断の大半を支持した。

本件上級委員会報告および同報告によって修正されたパネル報告は、農業協定と SCM 協定の農業補助金規律について包括的な解釈を展開した。これにより、農業補助金規律の内容の明確化が図られた。中でも、(1)禁止補助金に関する SCM 協定 3 条柱書、(2)輸出信用保証プログラムに関する農業協定 10 条 2 項、(3)SCM 協定 5 条 (c)項、6.3 条の「著しい害」、に関する判断は重要である。

(1) SCM 協定 3 条柱書

SCM 協定 3 条は「農業協定に定める場合を除くほか」、輸出補助金(31.条(a)項)と国産品優遇補助金(3.1 条(b)項)を禁止している(禁止補助金)。ブラジルは、国内ユーザー向け Step 2 支払いが同条にいう禁止補助金に当たると主張した。本件パネル報告は、ブラジルの請求を認めてこの補助金が禁止補助金(国産品優遇補助金)に当たると認定し、上級委員会報告もこれを支持した。

上訴に当たって、米国は、SCM 協定 3 条柱書「農業協定に定める場合を除くほか」により、国内ユーザー向け Step 2 支払いは SCM 協定 3 条の禁止補助金から除外されると主張した。しかし、上級委員会報告は以下の理由で米国の主張を斥けた。上級委員会報告によれば、SCM 協定 3 条柱書の適用は、農業協定が禁止補助金について禁止を解除する明示の規定を設けている場合に限られる。³²そして、米国が援用した農業協定付属書 3 第 7 節も、同協定 6 条 3 項も、禁止補助金について禁止を解除する明示の規定とはいえない。³³

SCM 協定 3 条柱書に関する本件パネル報告および上級委員会報告の以上の判断は、禁止補助金に関する SCM 協定の規律の及ぶ範囲を農業補助金にも広く認めるものとして、これを肯定的に評価する意見がある。³⁴他方で、このような解釈はウルグアイラウンド農業交渉者の意図に反するとの批判も寄せられている。³⁵

(2) 農業協定 10 条 2 項

Step 2 支払いその他の国内助成は高地産綿花をもっぱら対象としているが、輸出信用保証プログラム(GSM102、GSM103、SCGP)は高地産綿花以外の農産物も対象とする。本件パネル報告は、高地産綿花、コメおよび譲許表に記載されていない他のいくつかの作物に対する輸出信用保証プログラムについて、農業協定 10 条 1 項(輸出補助金削減約束の迂回)に該当し、同協定 8 条 1 項に違反するとした。さらに、SCM 協定 3 条柱書に基づいて、SCM 協定 3.1 条(a)項に規定する禁止補助

金に該当するとした。

米国は上訴に当たって、農業協定 10 条 2 項を援用し、輸出信用保証については、(1)将来の国際規律の合意に向けて努力すること、(2)当該合意が成立した暁にはそれに従うこと、が義務付けられるに留まると主張した。しかし、上級委員会報告は、農業協定 10 条 2 項が以上の内容を有することは肯定したものの、この規定は輸出信用保証プログラムに現在適用される規律を示すものではないとした。そして、輸出信用保証プログラムについても農業協定 10 条 1 項の規律が及ぶとして、本件パネル報告の判断を支持した。

異例なことであるが、上級委員会報告のこの箇所には個別意見が付されている。個別意見は、農業協定の文言解釈、文脈および目的、起草史の検討に基づいて、農業協定 10 条 2 項は輸出信用保証プログラムについて将来の国際規律の合意に向けた努力義務と、合意成立後の遵守義務を設定したに留まるとした。そして、農業協定は輸出信用保証プログラムに対してそれ以外の義務を設けておらず、したがって、SCM 協定 3 条柱書に基づいて SCM 協定の禁止補助金規律も及ばないとした。ウルグアイラウンド農業交渉に参加した交渉担当者からも、多数意見の解釈は交渉者の意図を反映していないとの強い批判が寄せられている。³⁶

(3) SCM 協定 5 条(c)項、6.3 条の「著しい害」

本件では、一連の国内助成のうち、PFC 支払い、DP 支払い、MLA 支払い、CCP 支払いの一部について農業協定 13 条(休戦条項)の適用が認められなかった。そのため、これらのうちで SCM 協定にいう相殺可能補助金(actionable subsidies)に該当するものについて、SCM 協定 3 部にに基づく救済措置の適用が検討された。

SCM 協定 3 部 7 条は、DSU に基づく通常 of 紛争解決手続の特例として、³⁷総裁可能補助金に関する特別の救済手続を設けている。通常 of 紛争解決手続と比較すると、SCM 協定 7 条の救済手続は、(1)手続の各段階の期限がより短く設定されている、(2)SCM 協定 3 部 5 条にいう「悪影響(adverse effects)」が認定された場合、補助金交付国は「当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する」ことを義務付けられる。

過去に SCM 協定 3 部が適用された例としては、インドネシアの自動車事件³⁸があるのみである。ただし、この事件では上訴が行われず、パネル報告に対する上級委員会の判断は示されなかった。また、インドネシアの自動車事件で問題となったのは、SCM 協定 5 条の「悪影響」として認定される「著しい害(serious prejudice)」(5 条(c)項)に関する SCM 協定 6.3 条(c)項の要件のうち、いわゆる price undercutting(補助金を受けた製品の価格が他の同種の製品の価格よりも著しく下回る場合)をめぐる判断であった。³⁹これに対して、本件では「著しい害」に関する SCM 協定 6.3 条の要件のうち、price suppression(同一の市場における価格の上昇

の著しい妨げ、6.3条(c)項と「世界市場における占拠率の増加」(6.3条(d)項)が争点となり、パネルおよび上級委員会の判断が示された。その意味で、本件パネル報告およびこれを指示した上級委員会報告の判断は、「著しい害」の意義に関する重要な先例として位置づけられることになるだろう。

「著しい害」に関する本件パネル報告および上級委員会報告の判断において、特に注目されるのは、相殺関税調査と SCM 協定 3 部の「著しい害」の認定における調査方法の違いを明らかにしたことである。すなわち、本件パネル報告によれば、相殺関税手続は、補助金付き輸出によって重大な損害を被った加盟国の調査機関によって行われ、補助金額を上限とする相殺関税の賦課が救済措置としてとられる。したがって、そこでは補助金額の正確な算定を含めた定量的な(quantitative)方法を用いることが SCM 協定の規律の重要なポイントとなる。⁴⁰これに対して、SCM 協定 3 部手続は、DSB によって設置されたパネルが担当し、救済措置としてとられるのは「著しい害」の除去あるいは補助金の廃止である。⁴¹「著しい害」の認定に当たっては補助金額の正確な算定は要求されない。⁴²この判断は上級委員会報告でも支持された。⁴³

ただし、本件パネル報告が、相殺関税調査におけるような定量的な方法に代わって SCM 協定 3 部手続で適用されるとした定性的な(qualitative)方法が具体的に何を意味するかは必ずしも明確ではない。特に、本件で問題となった price suppression にせよ、世界市場における占拠率の増加にせよ、いずれも一見きわめて定量的な指標であり、これらについての定性的な評価をいかにして行うかは明らかではない。

実際、本件パネル報告は、これらの指標に関する判断において、両当事国が提出したデータに依拠し、また、ブラジルが提出した計量モデルに基づく国内助成の price suppression 効果の算定結果を参照している。⁴⁴他方で、本件パネル報告は、価格連動型国内助成と非価格連動型国内助成を区別し、これらの性格(nature)と効果(effect)の違いを理由として、後者を price suppression の判断から除外した。⁴⁵前者は価格に連動しているが、後者は所得支持を目的としており、価格に連動していないので、price suppression 効果を持たないという説明である。これは定性的な評価である。

しかし、この説明の説得力には疑問がある。所得支持を目的とした非価格連動型国内助成が、製品の市況に関わりなく生産を下支えし、結果的に price suppression をもたらすことはないだろうか。国内助成の目的と、それがもたらす効果は一致するとは限らないのではないか。⁴⁶

近年、「著しい害」の判断に関して、回帰分析、部分均衡モデル、一般均衡モデルなど、さまざまな定量的方法が試みられている。⁴⁷定量的方法の利用に当たっては、適切なモデルの構築、関連するデータの収集、データの解析と解釈など、多

くの検討課題がある。「著しい害」の判断に関して信頼できる定量的方法の開発が待たれるところである。

(4) 本件判断の射程 - 「休戦条項」失効後の農業補助金規律

本件は農業協定 13 条(休戦条項)の有効期間中にとられた米国の措置を対象としている。農業協定 13 条は 2004 年をもって失効したため、本件パネル報告および上級委員会報告の判断の中で、農業協定 13 条の失効によって意義を失う部分とそうでない部分を区別することが必要である。

そこで、まず、農業協定 13 条の内容を確認する。農業協定 13 条は、国内助成および輸出補助金に関して、以下の「休戦」を認めた。⁴⁸

- ① 緑補助金（農業協定付属書 2 により削減約束対象から除外される国内助成）
 - a 相殺関税の対象外
 - b 1994 年のガット XVI 条および SCM 協定 3 部(相殺可能補助金)の手続の対象外
 - c 無違反無効化または侵害を根拠とする申立の対象外
- ② 黄補助金（緑補助金以外の国内助成で、削減約束(農業協定 6 条 1 項)の対象となるもの）および青補助金(緑補助金以外の国内助成で、削減約束の対象とならないもの、農業協定 6 条 5 項⁴⁹)
 - a 相殺関税の対象となるが、休戦期間中は発動が自制される(妥当な自制)
 - b 1992 年の水準を超えない限り、1994 年のガット XVI 条および SCM 協定 3 部の手続の対象外
 - c 1992 年の水準を超えない限り、無違反無効化または侵害を根拠とする申立の対象外
- ③ 輸出補助金で削減約束(農業協定 9 条)の対象となるもの(それ以外の輸出補助金については原則禁止(農業協定 8 条)あるいは削減約束迂回防止が義務付けられる(農業協定 10 条))
 - a 相殺関税の対象となるが、休戦期間中は発動が自制される(妥当な自制)
 - b 1994 年のガット XVI 条および SCM 協定 3 部(相殺可能補助金)手続の対象外⁵⁰
 - c SCM 協定 2 部(禁止補助金)の手続の対象外

それでは、休戦条項の失効後はこれらの補助金に対してどのような規律が適用されることになるのか。

休戦条項の失効は、休戦条項がカバーしているすべての補助金(緑補助金、黄補助金、青補助金、削減約束対象の輸出補助金)について、農業協定、SCM 協定、1994 年のガットの関連規定が適用されるようになることを意味する。したがって、相

殺関税(SCM 協定 5 部)、相殺可能補助金に対する手続(SCM 協定 3 部)、禁止補助金の手続(SCM 協定 2 部)、1994 年のガット XVI 条、無違反無効化侵害の申立のいずれもが適用される可能性がある。

ただし、これまでにほとんど用いられてこなかった無違反無効化の申立と 1994 年のガット XVI 条手続が援用される可能性は低いだらう。⁵¹他方で、相殺関税、相殺可能補助金に対する SCM 協定 3 部の手続、禁止補助金に対する SCM 協定 2 部の手続は適用される可能性がある。その際、以下の論点に関する本件パネル報告および上級委員会報告の判断は、重要な指針となるであろう。

- SCM 協定 6.3 条(c)項にいう「同一の市場」の解釈として、世界市場を「同一の市場」とみなすことは可能と判断したこと。
- SCM 協定 6.3 条(c)項にいう価格上昇の著しい妨げの認定に当たっては、相殺関税調査の場合と異なり、補助金額を正確に算定することは義務付けられていないとしたこと。
- 国内ユーザー向け Step 2 支払いを補助金協定 3.1 条(a)項で禁止された国産品優遇補助金と認定したこと。
- 輸出者向け Step 2 支払いを輸出補助金(農業協定 9.1 条(a)項、SCM 協定 3.1 条(a)項)と認定し、かつ、輸出補助金削減約束の対象外であることから、農業協定 3 条 3 項、8 条、SCM 協定 3.1 条(a)項、3.2 条違反と認定したこと。
- 輸出信用保証プログラムを農業協定 1 条(e)項にいう輸出補助金と認定したこと。
- 輸出信用保証プログラムに対して、輸出補助金削減約束の迂回防止に関する農業協定 10 条 1 項の規律が及ぶと認定したこと(多数意見)。

IV. その後の経過

DSB は 2005 年 3 月 21 日の会合で本報告および本報告によって修正された本件パネル報告を採択した。⁵²米国は同年 4 月 20 日の DSB 会合で本件に関する DSB の勧告および決定を遵守する意思を表明したが、同時に勧告の履行のための合理的な猶予期間を認めるよう要請した。⁵³

勧告履行のための措置として、米国農務省は 6 月 30 日に輸出信用保証措置(GSM102, GSM103, SCGP)の改訂を公表した。また、高地産綿花の輸出者向け Step2 支払いと国内ユーザー向け Step 2 支払いの廃止を盛り込んだ 2005 年財政赤字削減法案を米国議会に提出した。

禁止補助金に関する勧告・裁定の履行期限(2005 年 7 月 1 日)経過後の 7 月 5 日、米国とブラジルは DSU21 条、22 条および SCM 協定 4 条に基づくフォローアップ手続を DSB に提案した。⁵⁴それによると、両国は、(1)DSU22.6 条に基づき、譲許の停止(DSU22.2 条)と対抗措置(SCM 協定 4.10 条)に関して案件を仲裁(22.6 条仲裁)に付託す

ることに合意する、(2)ただし、22.6 条仲裁手続は可及的速やかに中断する、(3)ブラジルは勧告・裁定の遵守に関するパネル(21.5 条パネル)の設置を要請する権利を有しており、米国はこの要請を速やかに受け入れる、(4)21.5 条パネル手続が開始された場合は、手続(および、上訴された場合は上級委員会手続)の迅速な進行に協力する、(5)21.5 条パネル報告(および、上訴された場合は上級委員会報告)が、米国のとった措置が勧告・裁定に違反していると認定した場合は、ブラジルの要請に基づいて 22.6 条仲裁手続が再開される、(6)米国のとった措置が勧告・裁定に違反していないと DSB が認定した場合は、ブラジルは 22.6 条仲裁を取り下げる、(7)相互に合意する解決が得られた場合にも、ブラジルは 22.6 条仲裁を取り下げる。

この手続に従って、7 月 15 日の DSB は原パネルのメンバーによる 22.6 条仲裁手続の開始を決定したものの、⁵⁵仲裁手続は 8 月 17 日に中断された。⁵⁶

相殺可能補助金に関する勧告・裁定の履行期限が 2005 年 9 月 21 日に到来した後、10 月 17 日にブラジルは DSU22.2 条および SCM 協定 7.9 条に基づく対抗措置の発動を DSB に要請した。対抗措置は年額 10 億 3700 万ドル、その内訳は関税引上げと TRIPs 協定上の義務の中断、そして GATS 約束表の約束および義務の中断である。⁵⁷

これに対して米国は 10 月 17 日に DSU22.6 条に基づく仲裁への付託を要請し、⁵⁸翌 10 月 18 日の DSB は本件を仲裁に付託した。ただし、同年 11 月 21 日、米国とブラジルは DSU21 条、22 条および SCM 協定 4 条に基づく 7 月 5 日の合意されたフォローアップ手続に従い、仲裁手続の中断を首席仲裁人に要請し、これを受けて仲裁手続は中断された。

2006 年 2 月 1 日、米国下院は同年 8 月 1 日をもって Step 2 支払いプログラムを廃止する 2005 年財政赤字削減法案を承認した。⁵⁹大統領の署名を得て本法案が発効すれば、Step 2 支払いプログラムは廃止されることになる。⁶⁰

V. 参考文献

- 川合弘造(1999)「インドネシアの自動車関連措置」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 IX』公正貿易センター、17-78 頁。
- 柴田明夫(2002 年)「2002 年米国農業法とその影響」
[http://www.marubeni.co.jp/research/5_industry_world/020703shibata/hombun.html]
- 中川淳司(2005)「米国の高地産綿花に対する補助金」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 XV』公正貿易センター、111-150 頁。
- 山下一仁(2004)『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社。
- 山下一仁(2005)「WTO 農業協定の問題点と交渉の現状・展望 - ウルグアイ・ラウンド交渉参加者の視点 - 」経済産業研究所ディスカッション・ペーパーシリーズ 05 - J - 020。
[<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/05j020.pdf>]
- European Commission(2002), Press Release, Questions & Answers US Farm Bill, 15 May 2002.

[<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=>

MEMO/02/94&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en]

Steinberg, R.H. & Josling, T.E. (2003) “When the Peace Ends: The Vulnerability of EC and US Agricultural Subsidies to WTO Legal Challenge,” 6 J.I.E.L. 369.

Steinberg, R.H. (2005) “International Decisions: United States – Subsidies on Upland Cotton. WTO Doc. WT/DS267/AB/R”, 99 A.J.I.L. 852.

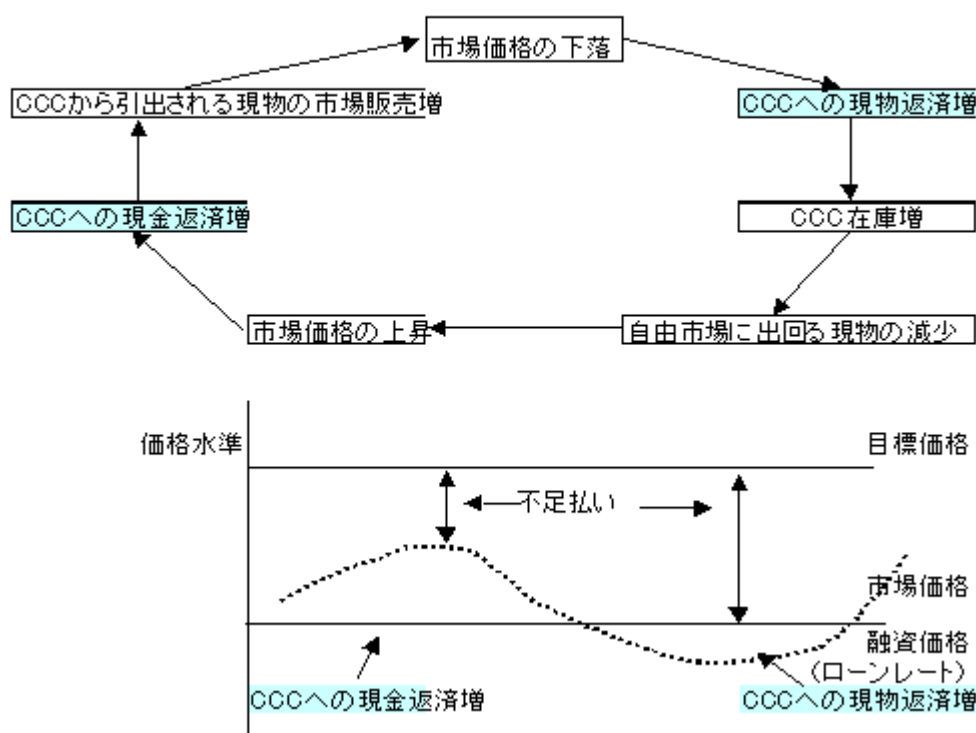
¹ The Federal Agricultural Improvement and Reform (FAIR) Act of 1996. Pub. Law 104-127.

² The Farm Security and Rural Investment (FSRI) Act of 2002. Pub. Law 107-171.

³ この点の詳細につき、参照、中川(2005)、112-113 頁。

⁴ ローンレート(融資単価)とは、農家が農産物を担保として米国商品金融公社(Commodities Credit Corporation, 以下「CCC」、農務省直轄)から短期間の融資を受ける際の基準単価である。農産物の市場価格がローンレートを上回れば農家は期限内に融資を返済し、農産物を請け戻して市場で売却する。市場価格がローンレートを下回れば、担保農産物を質流れさせることにより、ローンレート相当の手取りを確保する。農家にとっては、事実上、農産物の最低保証価格となる。参照、山下(2004)、77 頁。以上を図式化すると以下の通り。

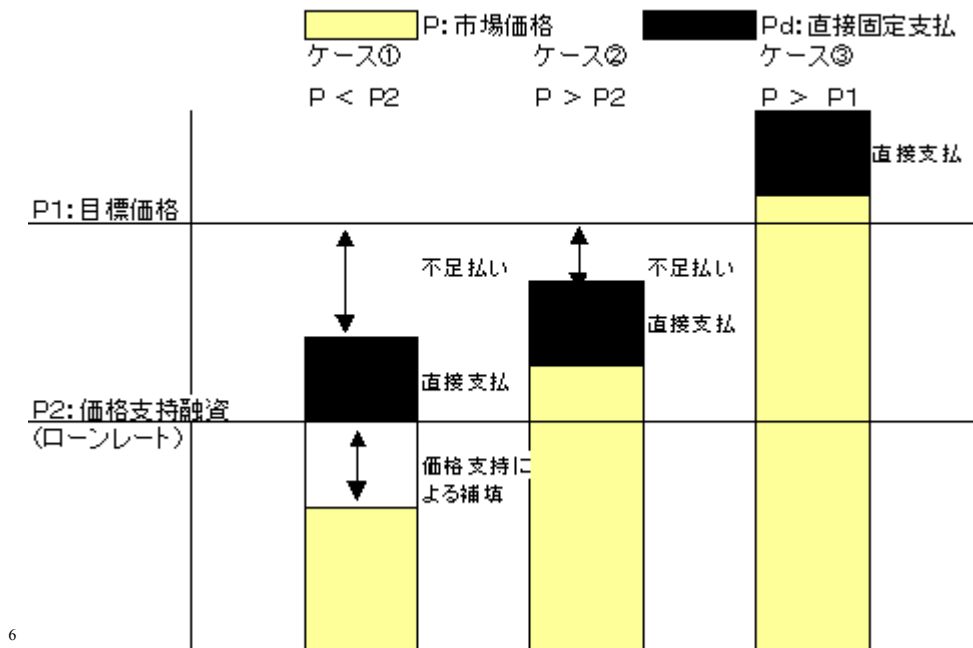
米国の価格支持計画における商品金融公社(CCC)の役割



出典：柴田(2002)。

⁵ PFC 支払いの計算式は〈契約面積×過去平均単収×支払いレート×85%〉である。参照、同前。

価格変動対応型支払(不足払い)制度の仕組み



出典：柴田(2002年)。

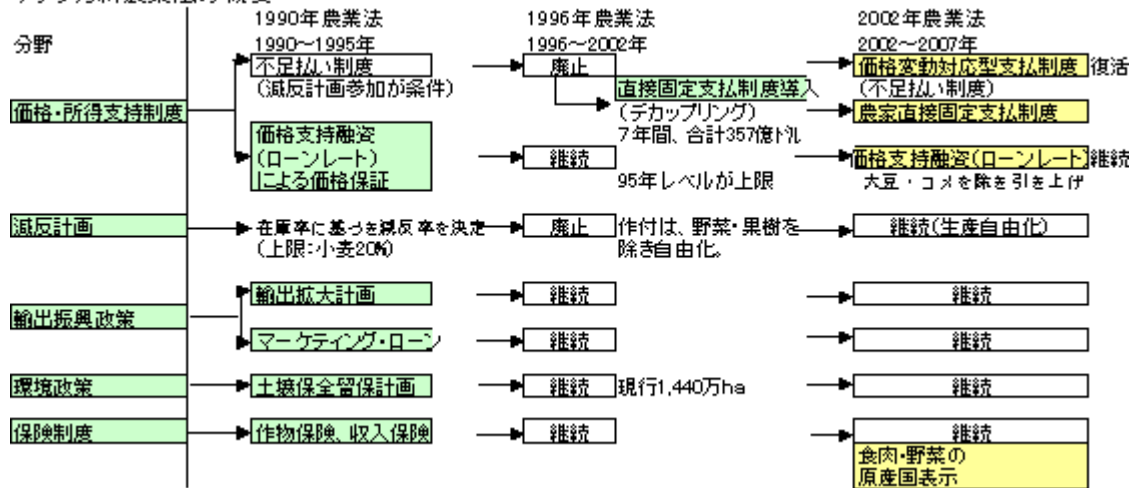
⁷ The Federal Crop Insurance Act of 1999. Pub. Law 103-354.

⁸ The Agricultural Risk Protection Act of 2000. Pub. Law 106-224.

⁹ 欧州委員会は以上の国内助成措置の支払い総額を年間 150-200 億ドルと推計している。これは 1996 年農業法の最終年度の支払額を 70%程度上回る。参照、European Commission (2002)。

¹⁰ 以上の補助金の概要を図示すると、以下の通りである。

アメリカ新農業法の概要



出典：柴田(2002)。

¹¹ FSC Repeal and Extraterritorial Income Exclusion Act of 2000, Pub. Law 106-519.

¹² United States – Subsidies on Upland Cotton, Report of the Panel, 8 September 2004, adopted, as amended by the Report of the Appellate Body, on 21 March 2005. WT/DS267/R. なお、本件パネル報告の解説として参照、中川(2005)；山下(2005)、12-4 頁、24-36 頁；Steinberg (2005)。

¹³ 本件パネル報告、para.8.1.

¹⁴ 同前、para.8.2.

¹⁵ 同前、para.8.3.

¹⁶ WT/DS267/17, 18 October 2004.

¹⁷ ベニンとチャドは共同で第三国申立書面を提出した。参照、本件上級委員会報告、para.7.

¹⁸ インド以下の国・地域は第三国申立書面を提出せず、口頭陳述への出席を通告した。ただし、これらのうち口頭陳述を行ったのはインドと台湾のみで、その他の国は口頭陳述を行わなかった。参照、本件上級委員会報告 para.9。なお、第三国の口頭陳述手続参加について参照、上級委員会手続規則 24 条 2 項「第三国書面を提出しなかつたいかなる国も、口頭陳述に出席する意思がある場合には(上訴通告から - 引用者注)25 日以内にその旨を、および出席する場合には口頭陳述を行う意思があるかどうかを(上級委員会 - 引用者注)事務局に通告するものとする。」

¹⁹ WT/DS267/R/Add.3, pp.M-5-M-6; 本件上級委員会報告、paras.6-9。

²⁰ Korea – Alcoholic Beverages, Report of the Panel, WT/DS75/R, WT/DS84/R, para.10.19。

²¹ WT/DS267/1, 3 October 2002。

²² SCM 協定 4.2 条は WTO 紛争解決手続の協議要請に関する DSU4.4 条の特例を定めたものである。参照、DSU 附属書 2。

²³ 米国はその他の国内助成(MLP 支払い、Step 2 支払い、1990 年農業法の下での最低保証金(deficiency payments, 参照、本件パネル報告注 294)、CS 支払い、CI 支払い)が「特定の産品についての助成」であることは争わなかった。参照、本件上級委員会報告、注 371。

²⁴ 財政支出額方式では、実際に支出された助成額と対象者からの徴収が免除された額の合計が算定される。参照、本件パネル報告、para.7.554。

²⁵ 米国が高地綿花の世界市場に対して持った大きな影響力; 価格連動補助金は高地産綿花の世界価格に連動しており、米国の生産者を低価格から隔離する効果を持ったこと; 世界価格の上昇の妨げと米国の価格連動補助金の交付との間にタイミングの一致が認められたこと; 米国生産者の生産費用と収入の乖離から判断して、価格連動補助金は生産者が補助金なしでは販売できなかつた低価格での販売を可能としたこと(参照、本件パネル報告、paras.7.1347-1353.)。

²⁶ 本件パネル報告は「本件価格連動補助金は巨額である(very large amounts)」と述べるに留まった。参照、本件パネル報告、para.7.1349。

²⁷ SCM 協定 6.3 条(d)項にいう「世界市場占拠率」とは、輸出・国内出荷を含めた当該産品の全世界市場の占拠率を指す。参照、本件パネル報告、para.7.1464。

²⁸ 第三国として参加したアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、EC も、ブラジルに同調して、農業協定 10 条 2 項は輸出信用、輸出信用保証、輸出信用保険を農業協定の輸出補助金規律の例外としてくりだすものではないとの意見を述べた。参照、上級委員会報告、para.604。

²⁹ United States – Tax Treatment for “Foreign Sales Corporations”, Appellate Body Report, WT/DS108/AB/R, para.148。

³⁰ United States – Tax Treatment for “Foreign Sales Corporations” – Recourse to Article 21.5 of the DSU by the European Communities, Appellate Body Report, WT/DS108/AB/RW。

³¹ Steinberg (2005), p.859。

³² 本件上級委員会報告、para.545.(本件パネル報告 para.7.1058 を引用)

³³ 同前、paras.529-52。

³⁴ 例えば参照、Steinberg (2005), p.859。

³⁵ 山下(2005)、25-6 頁。それによると、ウルグアイラウンド農業交渉において禁止(赤)補助金も提案されたが、採用されず、各国は補助金をすべて禁止ではなく削減対象として認識したという。

³⁶ 同前、30-33 頁。

³⁷ 参照、DSU 附属書 2。

³⁸ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry, Report of the Panel, adopted 23 July 1998. WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R。

³⁹ 参照、川合(1999)、76-77 頁。

⁴⁰ 参照、本件パネル報告、paras.7.1167-8, 1176。

⁴¹ 同前、paras.7.1169-70。

⁴² 同前、para.7.1177。

⁴³ 本件上級委員会報告、paras.464-8。

⁴⁴ ただし、本件パネル報告はこの計量モデルのデザインや前提に関して米国がさまざまな批判を行ったことを指摘し、また、この計量モデルのデータが十分に開示されなかつたことに懸念を表明している (paras.7.1202-9.)。

⁴⁵ 同前、para.7.1307。

⁴⁶ 補助金供与と「著しい害」との間の因果関係に関する本件パネル報告の論証について、明晰性を欠くとする批判として、参照、Steinberg (2005), p.860。

⁴⁷ 参照、Steinberg & Josling (2003), pp.391-411。

⁴⁸ 参照、山下(2004)、102-10 頁; 山下(2005)、20 頁; Steinberg & Josling(2003), pp.373-4。

⁴⁹ なお、農業協定 6 条 5 項にいう「生産制限計画による直接支払い」のうち、(i)一定の面積及び生産に基

づいて行われる支払いと(iii)一定の頭数について行われる家畜に係る支払いは、EC がマクシャーリー改革により穀物及び牛肉の支持価格引下げに代わって導入した直接支払いを、(ii)基準となる生産水準の 85%以下の生産について行われる支払いは、米国の 1990 年農業法に基づく不足払い(1996 年農業法により廃止されたが、2002 年農業法の CCP 支払いで事実上復活された)を指す。参照、山下(2004)、107 頁。なお、CCP 支払いを正当化するために米国が農業協定 6 条 4 項のデミニマス条項(農業生産額の 5%以内の削減対象補助金を削減対象から除くとする)を援用したことにつき、参照、山下(2005)、22 頁。

⁵⁰ 黄・青補助金の場合と異なり、輸出補助金に対しては 1992 年の助成水準云々という条件は適用されない。参照、農業協定 13 条(c)項(ii)。

⁵¹ 同旨、Steinberg & Josling (2003), pp.377-84.

⁵² WT/DS267/20, 24 March 2005.

⁵³ United States – Subsidies on Upland Cotton, Summary of the dispute to date.

[http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds267_e.htm] (2006 年 2 月 19 日アクセス)

⁵⁴ Agreed Procedures under Articles 21 and 22 of the Dispute Settlement Understanding and Article 4 of the SCM Agreement in the follow-up to the dispute United States – Subsidies on Upland Cotton (WT/DS267). WT/DS267/22, 8 July 2005.

⁵⁵ WT/DS267/24, 19 July 2005.

⁵⁶ WT/DS267/25, 18 August 2005.

⁵⁷ WT/DS267/26, 7 October 2005.

⁵⁸ WT/DS267/27, 18 October 2005.

⁵⁹ Deficit Reduction Act of 2005, Sec.1103. 参照、米国議会図書館法令データベース

[<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/F?c109:5:./temp/~c109JCxThK:e3590:>] (2006 年 2 月 19 日アクセス)

⁶⁰ “Congress Approves Legislation Repealing Cotton Subsidy Program”, USTR Press Release, February 1, 2006.

[http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/

2006/February/Congress_Approves_Legislation_Repealing_Cotton_Subsidy_Program.

html] (2006 年 2 月 19 日アクセス)